



ごみ処理手数料改定のお知らせ

平成 20 年 7 月から大阿蘇環境センター未来館に直接持ち込まれる「ごみ処理手数料」が変更になります。(市町村が収集するごみは今までどおり無料です)

今回の手数料改定は、ごみの減量化と資源化を推進し、ごみ処理経費を抑制するための措置の一つでもあり、また、現状ではごみの減量や再資源化(リサイクル)に積極的に取り組んでいる人とそうでない人とのごみ処理経費が同じに扱われることは公平性に欠けることもあるため、受益者負担の適正化(原価主義への転換)の観点からも手数料の見直しを行ったものであります。

皆様には、今回の手数料改定にご理解をいただき、今後ごみの減量化、リサイクルの推進にご協力いただきますようお願い申し上げます。

	平成 20 年6月30日まで (改定前)	平成 20 年7月1日から (改定後)
家庭系	40kg までは無料 50kg から 125 円 10kg ごとに 25 円	10kg までは無料 20kg から 100 円 10kgごとに 50 円
事業系	10kg ごとに 50 円	10kg ごとに 100 円

● 対象となるもの

家庭系・・・生活に伴って生じたごみで収集できないごみ、又は、直接持ち込みごみ
事業系・・・会社、商店、飲食店などの事業活動に伴って生ずる事業系廃棄物(ただし、産業廃棄物は受入しません)

ごみ計量及び料金の徴収方法について

大阿蘇環境センター未来館に直接持ち込まれるごみの計量表示及び手数料について、お知らせいたします。

1、計量器の重量表示について

大阿蘇環境センター未来館に設置してある計量器は、100kg～1,000kg(1t)単位の計量を目的として設置されていますので、表示される最小単位が 10kg の表示となっています。

このため、廃棄物(ごみ)が 10kg 未満であるとき、又は、10kg 未満の端数があるときは、10kg として計算されます。

例 10.5kg・・・20.0kg 20.5kg・・・30kg として計算

※ 計量法により、10kg 単位の計量器には、±10kg が公差(誤差)の範囲として認められています。

※ 計量器は、計量法に基づき、定期検査を実施し計量検定に合格しています。

2、処理手数料について

阿蘇広域行政事務組合廃棄物の処理及び清掃等に関する条例第8条に基づき、大阿蘇環境センター未来館に設置してある計量器に表示された数量により、料金を徴収します。

例

表示した数量	家庭系ごみ	事業系ごみ
10kg	無料	100 円
20kg	100 円	200 円
30kg	150 円	300 円
40kg	200 円	400 円
50kg	250 円	500 円
60kg	300 円	600 円
70kg	350 円	700 円
80kg	400 円	800 円
90kg	450 円	900 円
100kg	500 円	1,000 円

お問い合わせ

阿蘇広域行政事務組合(環境衛生課)
(大阿蘇環境センター未来館)

TEL24-5353 FAX24-5120